

# 令和8年度千葉県奨学生予約募集要項

## 1 趣旨

千葉県教育委員会は、経済的な理由によって修学が困難な者で、高等学校等に入学又は進学後、千葉県奨学資金貸付条例に基づく奨学資金の貸付けを希望する者をこの要項により予約募集する。

## 2 申請資格

中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む。）に在学している者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和8年度に高等学校等（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）への入学又は進学を希望する者であること（高等専門学校は対象外）。
- (2) 独立の生計を営む成年者でない場合にあつては、保護者が県内に住所を有する者であること。  
※独立の生計を営む成年者である場合にあつては、県内に住所を有する者であること。
- (3) 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。
- (4) 経済的理由によって修学が困難な者であること。
- (5) 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金(修学資金)」の貸付けを受ける予定のない者であること。

### ※進学先が専修学校の場合

専修学校の高等課程については、以下の条件に該当する学校及び課程の在学者を対象とする。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科であること（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術等に関する学科をいう。）。
- (2) 修業年限が2年以上の学科であること。
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が定められている学科であること（随時入学や随時卒業を認めている学科は対象とならない。）。

## 3 貸付期間及び貸付月額

### (1) 貸付期間

令和8年4月分から、入学又は進学した高等学校等の正規の修学期間が終了する月分まで。

ただし、毎年度当初に貸付要件の再確認を行い、千葉県奨学資金の貸付要件を満たしていない場合は貸付けを打ち切る場合がある。

### (2) 貸付月額（下表から高等学校等進学後に選択）

| 区分             | 国公立高等学校等 | 私立高等学校等 |
|----------------|----------|---------|
| 貸付月額<br>(自宅通学) | 10,000円  | 10,000円 |
|                | 20,000円  | 20,000円 |
|                |          | 30,000円 |

※ 自宅外通学の場合、本表の貸付月額に5,000円の加算を希望することができる。

※ 国公立高等学校等に進学する場合、収入基準を満たしていれば、低所得世帯加算（7,000円）を希望することができる。

## 4 推薦締切

令和7年11月14日（金）

## 5 申請等手続

### (1) 申請書類（生徒作成）

ア 奨学資金貸付予約申請書（規則第一号様式）

イ 収入証明書

※家計支持者（原則として親権者。親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）の令和7年度課税（非課税）証明書（令和6年分所得証明書）、源泉徴収票、確定申告書（写）等の写し。

ただし、令和6年1月2日以降に就職・転職・開業・失職等した場合は、以下の書類を提出する。

①就職・転職等の場合：直近2～3カ月の給与明細書の写し又は収入見込証明書

（現職のものに限る。提出できない場合は「収入に関する副申書」も可）

②開業・失職等の場合：別添「収入に関する副申書」（保護者からの聞き取りにより学校が作成）

ウ その他資格審査に必要な書類

### (2) 推薦書類（学校作成）

ア 推薦名簿（別紙）

イ 推薦書（規則第二号様式）

ウ 収入に関する副申書

※（1）イの収入証明書により現在の収入が確認できない場合に作成する。

### (3) 申請書類の提出先

申請者の在学する中学校

### (4) 予約決定手続

在学する中学校長から推薦のあった者について、教育委員会が採用の可否を決定し、通知する。

## 6 奨学資金の貸付口座

奨学生本人名義の口座とする。ただし、振込先となる口座は高等学校等入学後に届け出る。

## 7 返還方法

貸付終了から6か月経過後、規定の年数以内に月賦、半年賦又は年賦の均等払方式で返還する。

※ 貸付けは無利息。ただし、滞納した場合には年5%の延滞利息が課せられる。

## 8 高校入学後の手続き

予約募集に申請した場合でも、高校入学後に改めて手続きが必要となる。

手続きについては高校入学後、高校の担当へ申し出ること。

高校入学後に初めて申請を行った場合より、早い時期に貸付けが開始される。

※ 予約募集の場合、原則として4～5月に開始するが、入学後の募集の場合、原則として6月

（千葉県立学校へ進学の場合）または7月（その他の高校へ進学の場合）に開始する。

原則として毎月振込むが、初回貸付け分は4月から当該月分までをまとめて振り込む。

## 9 その他

(1) 千葉県奨学資金は貸付金であり、将来返還しなければならないことを理解して申請すること。

(2) 署名欄については、申請者が必ず自署すること。

(3) 奨学資金貸付申請書の「奨学資金希望理由」欄についても、必ず申請者が自筆で記入すること。

(4) 高校入学後に、改めて奨学資金貸付申請書等必要書類を提出することとなるが、その際には連帯保証人（原則として父母）、保証人（別生計の成年者）が必要となる。